

衆議院 内閣委員会 経済産業委員会連合審査会議録 第一号

令和四年三月二十九日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

内閣委員会

- 委員長 上野賢一郎君
理事 井上 信治君
理事 平 将明君
理事 森山 浩行君
理事 國重 徹君
理事 赤澤 亮正君
理事 石原 宏高君
理事 川崎ひでと君
理事 小寺 裕雄君
理事 鈴木 英敬君
理事 永岡 桂子君
理事 松本 尚君
理事 宗清 皇一君
理事 山田 賢司君
理事 和田 義明君
理事 堤 かなめ君
理事 本庄 知史君
理事 阿部 司君
理事 河西 宏一君
理事 浅野 哲君
理事 緒方林太郎君

- 工藤 彰三君
藤井比早之君
足立 康史君
伊東 良孝君
金子 俊平君
神田 潤一君
杉田 水脈君
高木 啓君
平井 卓也君
宮路 拓馬君
柳本 顕君
吉川 赳君
大串 博志君
中谷 一馬君
山岸 一生君
堀場 幸子君
平林 晃君
塩川 鉄也君
大石あきこ君

- 國場幸之助君
中川 貴元君
西野 太亮君
星野 剛土君
山下 貴司君
荒井 優君
大島 敦君
末次 精一君
漆間 讓司君
鈴木 義弘君
土田 慎君
中野 英幸君
西村 明宏君
堀井 学君
山本 左近君
梅谷 守君
神津たけし君
山崎 誠君
平林 晃君
笠井 亮君

- 政府参考人
(総務省総合通信基盤局電
気通信事業部長)
北林 大昌君
政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議
官)
大坪 寛子君
政府参考人
(経済産業省大臣官房首席
審議官)
飯田 陽一君
兼貿易経済協力局長
松尾 剛彦君
政府参考人
(経済産業省通商政策局長)
黒田淳一郎君
政府参考人
(経済産業省通商政策局通
商機構部長)
奈須野 太君
政府参考人
(資源エネルギー庁資源・
燃料部長)
定光 裕樹君
政府参考人
(防衛装備庁長官官房審議
官)
春日原大樹君
内閣委員会専門員
近藤 博人君
経済産業委員会専門員
藤田 和光君

本日の会議に付した案件

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案(内閣提出第三七号)
経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案(足立康史君外二名提出、衆法第一〇号)

○上野委員長 これより内閣委員会経済産業委員会連合審査会を開会いたします。先例によりまして、私が委員長職務を行います。

内閣提出、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案及び足立康史君外二名提出、経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案の両案を一括して議題といたします。
両案の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付の資料をもって説明に代えさせていただきますので、御了承願います。
これより質疑を行います。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。石川(昭)委員 おはようございます。自由民主党の石川です。

今日は内閣委員会と経済産業委員会の合同審査ということ、経済産業委員として本日参りました。今日はよろしくお願いたします。
まず、この経済安全保障の分野、私は大変重要な法案だと思っておりますが、私がこの重要性を認識したのは、二〇一九年三月頃に発生しましたキードラッグ問題というのがございました。これは後で政府参考人からもお話ししたと思うんですが、簡単に言いますと、手術で使う抗菌剤、セファゾン注射剤というのがあったんですけれども、これがなかなか国内に入ってこなかった、こういう問題がございました。それによって、現場の手術がなかなかできなかったりという事態が発生しまして、感染症学会など四学会から、この安定供給について政府として取り組んでくれということが、二〇一九年三月、つまり、コロナウイルスの発生以前からこういう問題が提起されたわけがございます。

これについて、その後、政府は様々な策を講じていらっしゃると思っておりますので、その後、どのような経緯にあるか、これについて政府参考人から

○古屋委員 次に、大島敦さん。

○大島委員 今回の法案の中で、先端的な重要技術の開発支援に関する制度について質問します。

私の問題意識、二〇一七年、五年前の私のレポートの一文を紹介させていただきます。

量子コンピュータのアイデアを発案したのは東工大の西森秀稔教授でした。しかし、持続的に資金を募って研究開発を続け、まだ完全に実用化レベルではないものの、世界に先駆けて一定レベルの量子コンピュータを開発したのはカナダのD-Wave社でした。D-Wave社の経営者が、日本人の書いた難しい論文に基づいて開発を決意し、一九九九年に会社を設立し、資金を集め続け、完成へとこぎ着けたことに心から敬意を表したいと思います。とはいえ、これに投じた開発資金は、総額でも百五十億円程度にすぎません。

日本の大手企業が内部に多くの資金を持っていくことは御案内のとおりですが、百五十億円程度なら日本の大手企業にとっては大した負担ではないのですから、やる気があればD-Wave社より先に同じレベルの量子コンピュータを発売することもできたはずですが。そうならなかったのは、言い換えると、量子コンピュータだけではなく多くの技術分野で日本の大手企業が将来に向けて投資を怠っているからと言わざるを得ません。

五年前の私のレポートの一文でした。それでは、先端的な重要技術の開発支援による成果のイメージについて、小林国務大臣にお尋ねをいたします。

カナダのD-Wave社の量子コンピュータは、我が国の研究者が理論提案を行ったアニーリング手法を基に開発されており。同社は、十五年前に、十年間にわたる百五十億円の投資により技術開発を行い、これが現在の量子コンピュータチームにつながっております。

本法案による先端的な重要技術の開発支援は、このD-Wave社のような事例がモデルとなっていると考えております。このような将来に実を

結ぶ技術を育てることの重要性は私も大いに認識しておりますが、D-Wave社のように、あまたの論文の中から将来に実を結ぶ技術を見出し、プロトタイプまで仕上げることに、このような論文の芽を捉える能力を備えることが必要だと考えますが、政府の見解をお聞かせください。

また、政府は、成果が出るまでの期間として何年のスパンを想定し、具体的にどのようなレベルの成果として結ぶことをイメージされているのでしょうか。お願いします。

○小林国務大臣 委員御指摘のとおり、先端的な重要技術を育成するためには、学術論文などあまたある技術シーズから、将来性のある技術を見出す力、いわゆる目利き力というものが重要になってくると思います。

この法案におきましては、こうした役割を担う一主体としてシンクタンクを法的に位置づけておりますほか、具体的な技術の見定めに関しましては、研究開発事業におけるプロジェクトの公募を通じて寄せられる提案も当然活用していく方針でございます。

また、この枠組みは、将来にわたりますとして、国としての優位性を維持し確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して、先端的な重要技術の研究開発を進めるものでありまして、委員お尋ねの成果といたしましては、具体的製品の開発、試作に至る前までの段階を目標としているところでございます。

また、期間についてのお尋ねもございました。研究開発の期間につきましては、個々のプロジェクトの研究内容や技術の成熟度などによって変動し得るものでございますが、指定基金として念頭に置いています経済安全保障重要技術育成プログラムの場合には、研究開始から最長十年程度を目安として考えているところでございます。

○大島委員 続きまして、技術の切り分けと成果の活用についてお尋ねいたします。旧ソ連によるスプートニク・ショックを受けて創設された米国のDARPA、国防高等研究計画

局や米国防総省の技術が民生転用された手術支援ロボットのダビンチの例を見ても、最先端技術は防衛技術、安全保障から生まれるものと言えます。一羽のカモが先導をするように、最先端技術は安全保障技術が先行しており、また、安全保障技術と民生技術を切り分けることは極めて難しくなっております。

政府は、技術の切り分けは可能という認識でしょうか。本法案においては、我が国の優位性については不可欠性を確保する、多義性のある技術の獲得が目指されていると承知しておりますが、その研究成果は、民生技術は民間に引き継がれ、安全保障技術は防衛省に引き継がれるという理解でよろしいでしょうか。

○小林国務大臣 先端的な技術というのは、多義性がございます。多くの意味があるという意味で多義性がありますことから、研究開発段階におきましてはその用途を予断することはなかなか難しい点もございまして。

アメリカでは、インターネット、GPS、これが有名な例ですけれども、こうしたものは、国防総省で開発された技術が民生に展開されていく、いわゆるスピンオフが多数生まれているとされま

す。今回コロナで注目されましたメッセンジャーRNAのワクチン技術につきましても、元々は、バイオテロの技術の一環として、国防総省の機関である、委員御指摘のDARPAの資金援助を受けて研究が進められてきたものでもございます。

一方、AIあるいは量子、こうした研究開発は、今、大学あるいはスタートアップ、こうしたポトムアップで進められているケースがございます。最先端技術は防衛技術、安全保障から生まれるとは、必ずしも今、言い切れない状況になつてございます。

宇宙、海洋、AI、量子、こうした先端的な重要技術の育成に際しましては、こうした我が国の状況や研究開発の実態を踏まえることが必要であると考えておりまして、アメリカの国防総省の事例のように、殊更、防衛用途での活用を強調する必要はないのではないかと考えております。

現時点では、研究成果の取扱いについて一概にお答えすることは困難ですけれども、いずれにしても、研究成果の社会実装の在り方というのは、この法案のたてつけの中では、プロジェクトごとに組成されていく協議会の枠組みの中で、研究者や関係省庁、あるいはシンクタンクなどを交えて検討されることとなります。

○大島委員 小林大臣、先ほども述べたスプートニク・ショックによつて、当時のケネディ大統領が、一九七〇年代に月面に人類をという計画を立てられて、そのときに生まれたのが半導体だと承知しております。

ですから、その半導体にかける投資金額、研究費の金額は、多分莫大な金額を立てて、ようやく半導体を開発したと思うのは、やはり、投資の金額は、国がやるということでは、民間では収益に乗らない研究開発をしつかりやっつけてほしいと思つているんです。そのことが、やはり今、我が国ですと、安全保障の技術開発については、これはなかなか、大臣おっしゃるとおり、難しい環境があるわけですよ、米国中心に。EUもそうですし、中国、ロシアもそうかもしれない。

ですから、やはり、国として、研究開発の最先端、その分野、どこにそれが眠っているのか、それを見ながら、是非取り組んでほしいと考えています。

続きまして、特定重要技術調査研究機関、シンクタンクの位置づけについてお尋ねをいたします。

ここ数十年、日本企業を始め民間の研究機関は、縮小が続いてきました。

このよう中、本法案により法的に位置づけら

れる特定重要技術調査研究機関、シンクタンクは、どのような組織となるかが想定されているのでしょうか。優秀な人材の就職先、受皿として、民間の研究機関を代替するものとなるのでしょうか。

今後、育てていくべき技術の芽を論文等から見つけ出し、このシンクタンクにおいてしっかりと調査分析し、政府がビジョンを作成し、NEDOやJSTなど、ファンディングエージェンシーが公募を行い、協議会が伴走支援しながら、研究開発、社会実装につなげていくことでよろしいでしょうか。民間の研究機関が再び活力を取り戻すまでの橋渡しとしての存在となるのでしょうか。

私は、科学技術のブレークスルーは、生命科学と安全保障技術によるところが大きいと考えます。この二つのフィルターを通すことで、正確な技術のスクリーニングができるのではないかと考えています。

是非、このシンクタンクも活用して、二〇三〇年代に実用化できるような技術を見つけていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○小林国務大臣 この法案にたてつけとして規定させていただいております。令和五年度に立ち上げる予定のシンクタンクでございますけれども、この法案に基づく委託調査を含めまして、国内外の技術動向、また社会経済動向、安全保障、こうした多様な視点から、科学技術イノベーションに関する調査研究を行うものでございます。

具体的には、国内外の研究機関とのネットワークを活用しながら、先端的な技術をめぐる国内外の情勢、研究開発動向に関する調査分析、そして政策提言の機能、これが一つです。また、二つ目の機能としては、関係省庁や国内外の関係機関、専門家と緊密に連携の上、様々な情報を集約していくハブとしての機能。そして、先端的な技術動向につきましても高度な知見を有する人材を確保、育成する機能。この三つの機能を主に発揮させたいと考えております。

あくまで、先生の御質問に対する答えとして、

組織に関する現時点でのイメージなんですけれども、数十人規模の専門家による体制からスタートをしまして、専門性、国際感覚、俯瞰力、目利き力、こうしたものを有する優秀な人材の確保に努めつつ、段階的にネットワークの規模や活動内容そして体制を充実させて、将来的には百人を超える規模感で活動していくことを想定しているところでございます。

また、このシンクタンクにおきましては、まずは経済安全保障の重要技術育成プログラムの実施に資する調査分析を中心に行つて、その結果を、政府が公募対象となる技術などをファンディングエージェンシーに示す、先生御指摘のビジョンの検討ですとか、協議会による伴走支援を通じて、課題選定後の個別のプロジェクトの運営に活用することとしていところでございます。

内閣府において実施している試行事業の実績を踏まえつつ、更に検討を進めて、具体化を図っていただきたいと考えます。

○大島委員 私は、先端的な重要技術の例として挙げられております人工知能、量子等については、これまで役所の皆様から一番に教えていただいた経験があります。人工知能も、ブームになる前に、人工知能、面白いぞと言われて、日本中の人工知能学者に会い続けたり、量子についても、四年前、五年前ですか、量子暗号についてNIC Tの佐々木先生の話の聞きに行つたり、本当に、一番最先端のそういう技術情報を持つていのは、意外と官僚機構の皆さんだという認識を持っています。そのため、優秀な人材は霞が関にこそ存在すると思つており、霞が関の情報リソースが活用できたら非常に意義のあるシンクタンクになるのではないかと感じております。

令和五年度を目指したシンクタンクの設立に併せ、是非官僚の皆様の知見をこれからの我が国の将来のために生かしていただくことをお願いいたします。結構、いろいろなことを知っています。続きまして、経済安全保障重要技術育成プログラム、指定基金による支援について伺います。

政府は、経済安全保障の強化の観点から、先端的な重要技術の研究開発から実証、実用化までを迅速、機動的に推進するため、令和三年度補正予算において二千五百億円の経済安全保障重要技術育成プログラム、指定基金を設置しております。この指定基金により我が国の経済安全保障に資する研究開発を底上げしていくに当たつて、単発の支援では効果がなく考えます。毎年、持続的に二千五百億円を積み増していくのであれば相当のインパクトがあると考えますが、今後の指定基金への資金の補助、第六十三条三項の見直しや、指定基金の資金運用の有無等について御教授いただけないでしょうか。

○小林国務大臣 お答え申し上げます。今委員御指摘いただいたプログラム、経済安全保障重要技術プログラムにつきましては、昨年閣議決定されました経済対策におきまして、我が国の技術的優位性を確保するため、先端重要技術に関する研究開発、実用化を支援するところありまして、特に、経済安保強化に向けて新たな枠組み、取組が進展していく中で、五千億円規模とするところを目指すとされているところでございます。

また、岸田総理の施政方針演説におきましても、国が五千億円規模に向けた基金を設け、人工知能等々の分野における研究開発投資を後押しすると表明したところでございます。これを受けて、令和三年度補正予算におきましては、このプログラムのスタートとしまして、基金を活用して、公募によつて重要技術の実用化に向けた強力な支援を行うために、まずは二千五百億円を措置させていただいたところでございます。

その上で、今後の我が国の安全保障、経済社会をめぐめる環境、そして国際的な科学技術動向やプログラムの進捗状況によつては、対象とする技術、必要な予算規模に変化が生じることは考えられることから、こうした状況の変化を踏まえまして、必要な予算確保に取り組みでまいりたいと考えています。

委員のお気持ちは非常に心強く受け止めておる

んですけれども、これは財政当局との兼ね合い等々もございまして、私の立場としては、しっかりと必要な予算確保に意欲的に取り組んでいきたいと考えております。また、この基金におきましては、資金運用を行うことは予定していないというところは付言させていただきます。

○大島委員 御答弁ありがとうございます。ここ三十年間の日本の停滞は、予算配分が間違つていたのではないかなと思つているものですから、毎年二千五百億円ぐらい、毎年毎年積み上げていくことがやはり必要かなという立場です。続きまして、研究成果の検証、公表について、両大臣にお伺いをいたします。

台湾のTSMC社は、半導体を受託生産するファウンドリーの世界最大手でありまして、その技術は圧倒的であり、最先端の三ナノメートルという製造プロセスによる試験生産を開始し、今年中に量産を開始すると見られています。その最先端の技術を支えているのは、極小な回路線幅をシリコンウェハーに印刷するEUV、極端紫外線リソグラフィ技術です。この技術を用いた半導体露光装置は、現在、オランダのASML社がほぼ独占しており、インテル、サムスン、TSMCといった企業にEUV半導体露光装置を提供しています。

元々、半導体露光装置は我が国の得意分野であり、一九九〇年代には、ニコンとキヤノンで世界シェアの七〇%以上を占めていました。しかし、二〇〇〇年代に入り、ニコンやキヤノンはデジタルカメラに注力していったことなどからシェアを落としていき、二〇一〇年代に入ると、どちらの企業もEUV露光機の開発から撤退するに至つています。

私がお聞きしているところでは、十五年前、産業技術総合研究所においてもEUVの開発を行つておりましたが、途中で中止してしまつたということであり、本当に残念だと思つています。しかし、このような技術こそが安全保障そのもの

のであり、経済安全保障の観点から、守り育てていくべき技術ではないかと感じております。こうした経験から何を学び、将来に生かしていくのか、将来の研究開発を左右します。

経産大臣にお伺いしたいことがあります。

私は、様々なテーマで研究開発に挑戦することが一番大切だと思っております。中には、成功するものも失敗するものもあると思います。これまでの様々な研究テーマについて、もう一度振り返って検証し、今後の研究開発につなげていくことこそが、今後の我が国の将来にとって重要かと思っております。

私としては、挑戦することが大切だと思っております。成功とか失敗は余り考えていません。ですから、挑戦することが重要だという観点に立っておりますので、大臣の改めて見解をお聞かせください。

○秋生田国務大臣 経産省では、産業競争力強化などの観点から、様々な研究開発事業を実施しております。

先生御指摘のとおり、それぞれの成果やアプローチの妥当性などを厳正に評価し、その後の研究開発事業の企画立案等に反映させていくことは極めて重要だと認識しております。

例えば、御指摘のEUVの露光装置に関する研究開発プロジェクトでは、当時、国際連携の視点が十分でなくて、また、官民を挙げて十分な研究開発費を確保できなかったことで、キャンソムも二コソムもやはりそこから撤退してしまっただと思っております。

その後の社会実装につながらなかった一因であるというふうな考えておりました。こうした過去の反省も踏まえて、先ほどお認めいただいた半導体については、今度はその研究開発を、我が国の半導体製造装置、素材メーカー、すなわち、半導体部分だけでなく、前工程も後工程も、中小企業の皆さんも巻き込んで、人づくりもやっていくということをお伺いさせていただきます。次第でございます。

他の研究開発事業についても、これまでの反省も踏まえつつ、より実効的な評価の実施とその後の研究開発支援の反映に取り組んでまいりたいと思っております。

私、一昨年、文科大臣のときに、吉野先生と一緒にノーベル賞の授賞式に参加して、そのとき長時間一緒に過ごしたんですけれども、基礎研究で三割四割はいいけども、三割四割はいいけども、連続しただけでも、三割四割はいいけども、その中からやはり時にホームランバッターが出てくるわけで、そのホームランバッターが出てきたことで、例えば、それが産業につながれば、今まで失った研究費をちゃんと稼いでいるじゃないか、研究員チームというチームで考えてくれば、もう少しおらかな対応ができないだろうかという御提案をいただいた。

実は、日本の基礎研究の中には、研究費が枯渇してやめてしまったものが山ほどあります。七合目、八合目まで登って、あとちょっとというところで倉庫にしまわれてしまった日本の知見というものを、これは経産省じゃないですけども、文科省の方でも一回見直しをしようということを始めるところでございますので、先生の御提案は極めて大事だと思っております。

是非、日本の言うならば礎となるような、すばらしい研究、失敗を恐れずに、経産省もしっかりと、企業の皆さんと連携しながら支えていきたいと思っております。

○大島委員 ありがとうございます。また、経済安全保障担当大臣にお伺いいたします。

今後、国費を投じて研究開発を推進していく以上、失敗、成功のいかんにかかわらず、その結果を分析、検証し、公表していくことは、政府の説明責任の観点から、我が国の研究開発を進めていく上でも、非常に重要であると考えております。

そこで、本法案に基づく研究開発支援による成果の検証、公表の仕組みが設けられているのかど

うか、お尋ねをいたします。

○小林国務大臣 研究成果の評価また公表は、政府としての説明責任の確保や研究成果の適切な活用観点から重要であると認識しております。委員御指摘のとおりだと私も思います。

したがって、国費を用いて実施される研究開発につきましても、平成二十八年に決定された国の研究開発評価に関する大綱的指針に基づきまして、評価、公表することとされておまして、この法案の枠組みに基づく研究開発につきましても、当然にその対象となります。

この取扱いにつきましては、閣議決定する基本指針におきまして、しっかりと明確化してまいりたいと考えています。

○大島委員 時間が来ました。終わります。ありがとうございます。

○古屋委員長 次に、山岸一生さん。

○山岸委員 立憲民主党の山岸一生です。今日も短い時間ですが、よろしくお願いをいたします。

引き続きまして、藤井前審議官の問題をお尋ねをさせていただきます。

両大臣には、途中は基本的に政府参考人にお尋ねをさせていただきますので、最後に一言お伺いするかもと思いますが、大臣にはお聞きをいただきたくないというふうな思っております。

私、この問題をずっと取り上げ続けてきているんですけども、それは、スキャンダルをやりたいというふうなことは必ずしもありません。この藤井前審議官と経済安保ビジネスというものの問題といたしましては、私は、経済安保政策の本質的なリスクを表現している、端的に表現している、そういう事例なんだろうというふうな考えています。

どういふことか。経済安保、これは非常に大きな政策体系になるわけで、小林大臣もおっしゃっているのとおり、全体大きいうちの今回ごく一部を法案にしているにすぎない、非常に大きな射程を持つものだというところで、じゃ、どういふ内容かといえ、それは様々な業種、業界に対して横串

で、経済安保という横串でもっていろいろな規制を加えていくことになるわけです。

その規制の内容というのは、これも小林大臣がこの間お認めになつておられるとおり、個別の企業にとっては経済合理性に反することをお願いしなればいけない、国益のためにお願いしなればいけない、そういうものでもあります。

だからこそ、このルール作りには、公平性、客観性あるいは合理性というものが必要になってくる。もし取り取りを間違えてしまうと、大多数の企業にとっては経済合理性に反する非常にダメージが大きいものなんだけれども、ごく一部のいわば経済安保業界というんでしようか、そういう一部の人にとっては大きなメリットがある、こういうふうなものもなつてしまいかねない。もしそういうことになつてしまえば、これは国益を守ることはできず、本末転倒になつてしまう。この間、私が一貫して藤井さんの問題を取り上げているのは、そうなることを前もって防ぎたいということなんです。

経済安保ビジネスというものの実態を明らかにして、それによって、ごく一部の利害関係者が政策を左右して、その他大勢、真面目に働いている国民がダメージを受けるというふうなことが万が一にもあつてはならない、しっかりとチェックをすることでこの経済安保政策が真に国益を守るルールになるようにという観点から質疑をしたいと思います。

今日は、少し、二年、三年ほど前のことを伺っていくわけなんですけれども、今回、経済安保政策というものが一つのパッケージに初めてなつたわけなんですけれども、これまで既に、我が国の様々な政策体系のいろいろなところに経済安保という考え方が芽出しをされているというか、既にビルトインされているものが幾つかあります。それらがどういふふうにつくられ、運用されているのか、そこに、じゃ、藤井さんはどういふふうな関わりを持ってきたんだろうかということを検証していくのは、私は、この法案を考えていくために